

『法の精神』における基本語彙について

——分節の達人Montesquieu——

児 玉 寛

I. 二つの座標系について

II. 「国制」の分節について

III. 「自由」の分節について

I. 二つの座標系について

1) 本稿は、本号掲載の資料「ニーブーア『ローマ史』序文の翻訳と訳注(2)」〔以下、分載(2)〕を本体とするその補論である。本体の前提は¹、ニーブーアのいう“Verfassung”の語義を探る際に示唆を得たモンテスキュー『法の精神』における「コンステティュスィヨ」概念についての拙論である²。

1 「」並びに〔〕内の斜体字は原文からの引用を示す。前提となる拙稿として、「歴史家ニーブーア(1776-1831)の経歴・家系・著作についてなど」龍谷法学51巻3号(2019年2月)2209-2312頁、「ニーブーア『ローマ史』序文の翻訳と訳注(1)——モッミリャーノの定式とニーブーア——」同52巻4号(2020年3月)1205-1238頁〔以下、分載(1)〕がある。

2 モンテスキュー〔Montesquieu: 1689-1755〕をMと略記し、*DE L'ESPRIT DES LOIS*の引用はVictor Goldschmidt〔1914-81〕編のGarnier-Flammarion版(2 tomes, 1979)に拠る〔以下、Goldschmidt版と略す。これは“État”を“Etat”と表記する〕。邦訳『法の精神』の引証は、『精神』と略し、編・章：野田良之ほか訳の3巻本(上、中、下)・岩波版(1987/88年)＝岩波文庫版(1989年)の頁で掲出する。例えば、「1-3：上・14＝46頁」は、第1編第3章の箇所のある2つの版の巻と頁を指す。なお、岩波版は、6名の訳者による分担訳であり〔⇒凡例：上・X頁、文庫版の訳者序文：上・4頁〕、訳者の共同討議と野田良之〔1912-94〕の校閲を経ているとされるが〔⇒はしがき：上・vi頁、文庫版の訳者序文：上・

この補論は、拙論の骨子の紹介である。なお、副題にいう「分節 [articulation]」とは、「ある対象を複数に分ける」という程度の趣旨である。また、この分節によって得られた概念セットを「ヴァージョン [version]」と呼び、その再分節を「ヴァージョン展開」と呼ぶ。

邦訳や邦語文献に対する私の疑問は、『精神』の基本語彙についての2点である。第1に、テキストには、邦語で「国制」とも「憲法」とも訳されている「コンスティテュスイヨ」の表記として、小文字の“constitution” [=◎] と大文字の“Constitution” [=◎] を混在させるものがある³。に

6 頁]、訳者間での訳語の異同のみならず文庫版での修正も散見される。但し、拙論に関わらないかぎり、この点に言及しない。

宮澤俊義 [1899-1976] 訳 (岩波文庫。上・1928年、下・30年)、根岸国孝 [1907-66] 訳 (『世界の大思想』・1966年。引用はワイド版・2005年による)、井上堯裕 [1936-2002] 抄訳 (『世界の名著』版・1972年。引用は中公クラシックス版・2016年による) は、訳者名で引証する。わが国におけるMの翻訳と研究の簡潔な史的概観としてMasataka Yazutake [安武真隆], *La présence de Montesquieu au Japon*, *Revue Montesquieu* No 4, 2000, p. 250-262を、また、近時のM研究の一斑につき川出良枝「フィロロジとフィロソフィーの幸福な結婚」、思想1143号 (2019年7月号) 2-4 頁を参照。

- 3 この混在は、誤植が多かったと言われる1748年初版のみならず、著者生前の1749年版や1750年版にも見られる [出版の経緯につき、解説：下・366f. =500f. 頁を参照]。なお、岩波版の底本Roger Caillois編の*ŒUVRES COMPLÈTES*, tom. 2, Gallimard 1951 [以下、*Pléiade*版と略す。凡例：上・ix = 3 頁] は、編と章のタイトルをすべて大文字で記すほか、ナポリ憲法など実定憲法を指す場合 [p. 457 note e] を除いて◎で統一する。これに対してGoldschmidt版は◎と◎を混在させるが、序文からはその視点は読み取れない。拙論はいわば、Goldschmidt版をもとに推理したMの意図を仮説として提出するにすぎない。その意図とは、Mが「コンスティテュスイヨ」を一律に◎と表記したとしてもその背後にあるであろうものについての推測を指す。拙論の原型は1998年の『精神』出版250年を契機とするM研究の隆盛以前に上記5つの版をもとに準備されたものであり、本稿はその後のSociété Montesquieuによる『モンテスキュー全集完全版 (*ŒUVRES COMPLÈTES de MONTESQUIEU*)』ほかによる校訂には及ばない。M研究のnouvelle vagueとも称すべきCatherine Volpilhac-Augier, dir., *Dictionnaire Montesquieu*, 2013 [http://dictionnaire-montesquieu.ens-lyon.fr/fr/accueil/] はDMと略して、執筆者と項目を掲出する。

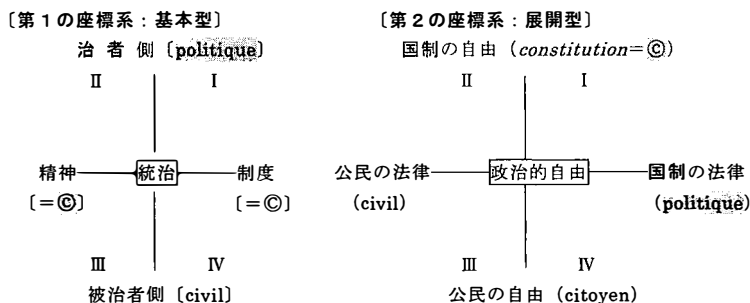
もかわらず、この混在に無頓着でよいのか⁴。第2に、テキストでは、“politique”と“civil”という形容詞を、“la liberté”を分節する際の対概念として用いる例は見当たらない。にもかかわらず、従来の立論が両者を「政治的自由〔la liberté politique〕vs公民的自由ないし市民的自由〔la liberté civile〕」という対概念のように対置することに問題はないのか。私はこれ

4 管見のかぎりでの海外の動向について言えば、DM採録のCatherine Maire, *Unigenitus (Constitution)* は、ローマ教皇クレメンス11世〔在：1700-21〕がジャンセニズムの神学者ケネル〔Pasquier Quesnel: 1634-1719〕の教説を異端として非難した勅書、いわゆる『ウニゲニトゥス〔神の独り子〕勅書〕〔1713年〕についてのMの見解を検討するものである〔参照：ベルンハルト・グレットウイゼン（野沢 協訳）『ブルジョワ精神の起源』（1927年。法政大学出版局・1974年）訳注・344頁、人名解説・356頁；蔵持不三也『奇蹟と痙攣——近代フランスの宗教対立と民衆文化』（言叢社・2019年）第二章「上訴派パリス」〕。Jean Ehrard, *L'esprit des mots. Montesquieu en lui-même et parmi les siens*, Genève 1998, 335 p. は、Mや同時代人の著作から19の単語を選んで解説するが、©も©も取り上げない。

Edouard TILLET [1970-], *Les Ambiguïtés du concept de constitution au XVIIIe siècle: l'exemple de Montesquieu*, in: *Collection de l'Association française des histoire des idées politiques*, vol. XII, *Pensée politique et droit. Actes du colloque de Strasbourg, 11-12 septembre 1997*, Aix-en-Provence 1998, pp. 365-399 (p. 398 et sq.) = エドゥアール・ティエ著／深谷 格訳「18世紀における憲法（国制）の概念の曖昧性——モンテスキューを素材にして——」西南学院大学法学論集37巻4号（2005年）横組み79-145頁（115頁以下）は、原注3で「1748年及び1749年版による」と述べたうえで、「『法の精神』における“constitution”という語（辞項）のさまざまな生起の類型論〔Typologie des différentes occurrences〕」ごとに使用回数を挙げるが、一律に“Constitution”として分類しており、その説明や数字にも疑問がある。

Olivier BEAUD [1958-], *La notion de constitution chez Montesquieu. Contribution à l'étude des rapports entre constitution et constitutionalisme*, in: Dietrich Murswiek et al., Hg. von, *Staat – Souveränität – Verfassung*, FS Helmut Quaritsch, Berlin 2000, S. 407-448 = 小貫幸浩「O・ボー『憲法、立憲主義、権力分立——モンテスキューの場合』への読書ノート——憲法原理・法思想・概念史の接点、研究ノートその1。」高岡法学13巻1 = 2合併号（2002年）159-186頁は、注1でGoldschmidt版に拠ると述べるものの、「コンスティテュション」概念の広・狭の二義性という立論にもかかわらず、©と©の表記に留意することなく飛躍する〔⇒後注25〕。

らの疑問から出発して、「統治 [gouvernement]」概念を諸概念の分節の原点と見定めて、下位概念への分節の論理展開を辿った。そして、その展開を、直交するX軸とY軸からなる二つの座標系に位置づけた。



* 「第2の座標系」の分節軸の呼称は、岩波版の訳語。〔 〕内は、筆者による解釈。
 Ⓒは、筆者の解釈による原語の照応関係。

2) 二つの座標系のうち、基本型たる「第1の座標系」を設定する観点を説明しよう。素人眼での印象だが、《Mは、対象を集散的に一括したうえで多角的に分節する》。本稿が「分節の達人モンテスキュー」を副題とする所以である⁵。分節手法を例解するには、「統治」を演劇に擬えるに如くはない⁶。私見によればMは、「第1の座標系」の原点たる「統治 [gouvernement]」=舞台を、アリストテレスのいうポリティアについての当時の

5 分節の背後にある矛盾律につき、アリストテレス『形而上学』第4巻第3章1005b20を参照（⇒後注37）。また、アリストテレスの再受容に由来するスコラ学の論理学につき、中畑正志「歴史のなかのアリストテレス——テキストと思想の冒険」、『アリストテレス全集1』（岩波書店・2013年）407-442頁（423頁以下）を参照。

6 この発想を刺激したのは、『お気に召すまま』第二幕第七場末尾近くのジェークイズの科白「この世界はすべてこれ一つの舞台、人間は男女を問わずすべてこれ役者にすぎぬ」[140. 小田島雄志訳（白水Uブックス21・1983年）74頁]のほか、後注39に挙げる著作である。がんらいは「虚構」を含意してPlatonにまで遡るこの比喩の系譜につき、スタロバンスキー〔Jean Starobinski: 1920-2019〕『モンテーニュは動く』（1982年。早水洋太郎訳・みすず書房・1993年）5頁以下を参照。

用語法に倣って、「コンスティテュスイヨ」へと分節する〔⇒後注14〕⁷。「コンスティテュスイヨ」を、それを客体ないし装置とみた場合の「制度」と、主体としてみた場合の「精神」に再分節する⁸。制度としての「コンスティテュスイヨ」を大文字で“Constitution”〔以下、◎〕、精神としての「コンスティテュスイヨ」を小文字で“constitution”〔以下、◎〕と表記する⁹。他方、役者を治者側と被治者側に分節する¹⁰。こうして「統治」の個別具

7 「統治」の概念史について言えば、Manfred Riedel [1935-2009], *Gesellschaft, bürgerliche*, in: Otto Brunner, Werner Conze, Reinhart Kosellek, (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, 1975, S. 719-800 (S. 734) = 吉原達也／山根共行訳「市民社会」、リーデル著・河上倫逸＝常俊宗三郎編『市民社会の概念史』（以文社・1990年）所収・11-135頁（31頁以下）は、Bodin [1529/30-96] による『「主権」という術語によって……《国家》はもはや市民社会ではなく、《統治》社会を形成し〔bürgerliche対regierte Gesellschaft〕、この社会は……狭義における《市民》社会から術語的に区別される」とする。Mが、主権の絶対化をも共有したのか、また、社会契約説的構成を受容して「国家と市民社会との対置」にまで進んだのかは、基本語彙を整理する本稿が立ち入るテーマではあるまい〔参照：Riedel／リーデル＝S. 746f./49頁以下。⇒後注20〕。DM: Céline Spector, *Société* ; Jean Terrel, *Souveraineté* ; 前注4・Ehrard・p. 147-160 [La souveraineté] ; ノルヴィン・リクター（岡崎晴輝訳）「モンテスキューと市民社会の概念」、思想889号（1998年7月号）106-117頁〕。

8 藤田省三〔1927-2003〕『天皇制国家の支配原理』（初版・1966年）の標題は、Mのいう“principe”〔後述〕を想起させる。のみならず、そこでの「憲政の神様」〔1858-1954〕からの引用は、「Mの影」を強く意識させる。すなわち、「いわゆる『大正デモクラシー』においては、『君意民心の一致』すなわち天皇制国家統合の透明化のためには、『我が帝国古来の精神的方法』によるだけでなく、『器械的即ち制度的方法』具体的には普選と政党政治とによって『之を補足すること』（尾崎行雄）が必要とされるに至った」（第二版（未来社・1974年）8頁＝新編（影書房・1996年）＝著作集1（みすず書房・1998年）16頁。傍点は藤田。⇒後注40〕

9 初版の標題は、*DE L'ESPRIT DES LOIX, OU DU RAPPORT QUE LES LOIX doivent avoir avec la Constitution de chaque Gouvernement, les Mœurs, le Climat, la Religion, le Commerce, &c……*である〔参照：上・2＝30頁〕。この「コンスティテュスイヨ」は“Gouvernement”の分節であり〔⇒後注14〕、大文字の◎は、表記上の統一に因るものであり、本論における◎と◎との分節を排除するものではない。

10 「治者側vs被治者側」という観点それ自体は、プラトン『法律』やアリストテ

体的な様相は、X軸「制度vs精神」とY軸「治者側vs被治者側」からなる「第1の座標系」の4つの象限に位置づけられる。

「第1の座標系」のX軸では、制度は「統治（政体）の本性〔la nature du gouvernement〕」に、また、精神は「統治（政体）の原理〔le principe du gouvernement〕」に照応する。「一方は政体の固有の構造〔la structure〕であり、他方は政体を動かす人間の情念〔les passions〕である」〔3-1：上・33=70頁〕。「政体の本性」とは、「政体を政体たらしめているもの」であり、具体的には「誰に最高権力〔la souveraine puissance〕が帰属しているか」という視点を指す〔2-1：上・18=51頁〕。「統治」の分節たる「コンスティテュスイヨ」は、その本性によって、共和政・君主政・専制政という三種類の◎に再分節される¹¹。それぞれの◎に照応するのが、その精神面◎を意味する「統治の原理」である〔序文：上・5=34頁。「principe」の訳語は、19-5：中・106=159頁が「原則」とするなど

レス『政治学』でも、「支配者と被支配者」や「支配することと支配に服すること」などの表現で登場する。本稿は、（他律的であれ自発的であれ）方向の不可逆性をイメージさせる支配従属関係に対して、その双方向性や可逆性を含意すべく「治者側vs被治者側」という呼称を選んだ（⇒Iの7）。

- 11 “gouvernement”を「統治」と訳す箇所も散見されるが〔1-3：上・15=47頁〕、多くは「政体」と訳し、そこから再分節された“le RÉPUBLICAIN”も「共和政体」と訳す〔2-1：上・18=51頁。分節手法につき、後注14を参照〕。しかし厳密には、「政体」という訳語を未分節の“gouvernement”にも分節後の名詞にも用いることは、適切ではない。Mが“le gouvernement républicain”のように形容詞を付して分節を示す場合には、「共和政体」という訳語は適切である。共和政・君主政・専制政のスペルを大文字で表記するのはこの箇所だけであり、アリストテレスとは異なる“gouvernement”の分節を印象づけるためかも知れない。

「政体」以外の訳語として、「gouvernement civil〔公民政治、国内政治〕⇒中・294、302=398、410頁；後注24〕がある。また、「11-12：上・230=315頁の注10〕では「民衆的政体〔gouvernement populaire〕」と訳し、別の箇所では、“l'état populaire”を「民衆国家」と訳して「権力が人民の手中にある国家で、民主政国家と同義」とする〔訳注：上・305=410頁〕。民主政では「人民はある点では君主であり、またある点では臣民である」〔2-2：上・18=52頁〕から、“populaire”は、「治者側と被治者側の重畳状態」を含意する。

一貫しない]。「政体の原理」とは、「[政体を]活動させるもの」であり、共和政では（政治的な）徳、君主政では名誉、専制政では恐怖を指す〔概括的には、3-9：上・42=82頁；4-1：上・47=87頁；24-6：下・7=34頁〕。Mは、“principe”を、心身論を寓意化して「バネ [le ressort]」と関連づける〔著者のことわり：上・3=31頁〕。Y軸については後述する（⇒Iの4）。

3) 「第2の座標系」の原点たる「政治的自由 [la liberté politique]」とは、「人が望むべきことをなしうること、そして、望むべきでないことをなすべく強制されないこと」であり、「法律の許すすべてをなす権利」を指す〔11-3：上・209=288f. 頁〕¹²。Mは、「◎との関係において政治的自由を形成する法律と公民との関係において政治的自由を形成する法律を区別する」〔11-1：上・208=287頁では客体の◎。12-1：上・251=342頁では主体の◎〕。したがって、「第2の座標系」の座標軸は、《①その自由を享受する主体は国制=◎か公民か》と《②その自由を形成する法律が関係する客体は国制=◎か公民か》となる。「第2の座標系」は、「政治的自由」を原点にして「第1の座標系」のⅠ象限とⅣ象限の具体的な内容を位置づけるという意味で、「第1の座標系の展開型」である。「第1の座標系」のY軸を「第2の座標系」のY軸としてスライドさせて、「政治的自由」を治者側と被治者側で分節する〔自由の享受主体=前述の①。但し、厳密には、治者側と被治者側との関係における「治者側」と、被治者相互の関係における「被治者側」であるが、以下では、この関係性を省略することもある〕。そして、X軸が、法律の客体の分節軸となる〔法律の規制対象=前述の②〕。ところが、上図での各軸の呼称には、用語上の問題が潜んでいる。

Y軸の呼称は、Mによる分節に由来する。Mは「政治的自由」を修飾語

12 Mが「政治的自由」に言及する文脈で修飾語なしの「自由」を持ち出す場合は、原則として、後者を前者の略語と解して差し支えない。重大な例外〔12-1：上・251=342頁〕につき、Ⅲの5を参照。

なしの「自由」に置き換えて、第1に、治者側と被治者側との関係に関わる自由を享受する資格を含意する「①公的自由 [la liberté publique = 政治的地位]」と、被治者相互の関係に関わる自由の享受資格を含意する「②公民的自由 [la liberté civile = 社会的地位]」に分節する〔参照：15-2：中・22=54頁；15-13：中・34=68頁；16-9：中・52=91頁。⇒Ⅲの7の㊸・㊹〕。第2に、集合名詞たる①・②それぞれが享受する具体的な「政治的自由」を、治者側では「③国制の自由 [la liberté de la constitution]」、被治者側では「④公民の自由 [la liberté du citoyen]」と呼ぶ〔11-18：上・243=332頁。⇒Ⅲの7の㊺〕。Y軸の呼称は、③と④に拠る〔以上の分節につき、Ⅲの4の分節図を参照〕。“constitution = ㉔”は、「第1の座標系」では統治の主体的側面を指し、「第2の座標系」でも「政治的自由」の享受主体を含意する。この意味で、二つの座標系における“constitution”の用法に矛盾はない。これに対してX軸については、訳語に絡む厄介な問題があるので、項を改めて検討する。

4) Mは、対象全体を集合名詞で括ったうえで、その属性に着目して分節する。分節手続をランダムに挙げれば、①ある属性を示す単語をその属性を示さない単語としても用いる手法〔或いは、その逆〕¹³、②同一の単語の表記を大文字と小文字で区別する手法〔たとえば、㉔と㉔〕、③ある属性に無関心な単語をその属性を示す別の単語と入れ替える手法〔あるいは、

13 単語の意味を暗黙裡に二元化する手法の典型例は、「政治的徳」についての「私は新しい観念をもったのであり、そのために、どうしても新しい言葉を見出すか、さもなくば、古い言葉に新しい意味を与えるかしなければならなかった」という一文の下線部である〔著者のことわり：上・3=31頁〕。語義の識別は、テキストの読解に依存する。ちなみに、この一文は、Descartesの遺稿『精神指導の規則』（1651年。Adam=Tannery版・1966年・X-p. 369）にいう、「『直観』という語の新たな用方、及び今後私がこれと同様に通常の意味を離れて用ゐざるを得ぬであろう他の語の用法」〔野田又夫訳（岩波文庫・1950年）19頁以下〕を想起させる。

その逆)¹⁴、④形容詞などの修飾語を対概念として用いる手法、⑤対概念を維持しながら被修飾語を入れ替える手法、⑥ある属性を示す単語などを付加することで同一の単語の語義を転換する手法¹⁵、⑦ある属性を示す付加語などを消去することで同一の単語の語義を転換する手法などがある¹⁶。

以上の手法のうちMが「politique対civil」という対概念を用いる場合〔=④〕、用例の初出は、「立法者たちは“les lois politiques et civiles”によって彼〔=人間〕をその義務に立ち戻らせた」であり、その訳語は「国制の法律や公民の法律」である〔1-1：上・12=43頁〕。「第2の座標系」のX軸の呼称は、この訳語にはかならない。とは言え、等しく「国制」という訳語でありながら、その原語は、X軸では“politique”であり、Y軸では“constitution”である。両者が通底しているとすれば、「国制」という同一の訳語でも問題はない。しかし、そうでないとすれば、同一の訳語の選択は不適切となる。「第2の座標系」での訳語問題は、「基本型vs展開型」という関係からして、「第1の座標系」にも関わる。「厄介な問題」とは、両者の関係を指す。

その連鎖を辿ってみよう。Mは、対象Aを“ α 対 β ”という対概念によって分節したうで〔=④〕、この対概念を維持しつつも名詞Aを入れ替える〔=⑤〕。問題は、二つの手法を合わせると意味での「合わせ技」を使ったことに起因する。つまり、① $A \Rightarrow$ ② $[A + \alpha]$ vs $[A + \beta] \Rightarrow$ ③ $[B$

14 その例が“Gouvernement”から“Constitution”への分節である。“Gouvernement”は「治者と被治者が存在する状態」を含意し、「公職に就く者の数〔=治者側の数〕」という属性を問題にしない。これに対してアリストテレスは、この属性に着目して「国制〔ポリテイア〕」概念を案出して、それを王制・貴族制・共和制の三つに分節する〔『政治学』1279a31以下〕。Mは、この属性をアリストテレスと共有して“Gouvernement”を“Constitution”へと分節し、さらに、「統治の本性」という属性によって“Constitution”を共和政・君主政・専制政の三つに再分節する。

15 ⑥と⑦は裏腹の関係にあるが、“la liberté”概念の二元化に際してのそれらの手法を特記するために、両者を区別しておく〔 $\Rightarrow$ Ⅲの2、後注38〕。

16 ⑦の例として、“politique”概念の二元化についてのⅢの1を参照。

+ α] vs [B + β] $\Rightarrow$ ④ [C + α] vs [C + β] というヴァージョン展開である。具体的に言えば、①état $\Rightarrow$ ②「état politique対état civil」 $\Rightarrow$ ③「droit politique対droit civil」 $\Rightarrow$ ④「lois politiques対lois civiles」という展開¹⁷。岩波版では、②「国家状態vs公民状態」 $\Rightarrow$ ③「国制の法vs公民（の）法」 $\Rightarrow$ ④「国制の法律vs公民の法律」¹⁸。③以下の訳語の選択について言えば、「原語がlois（あるいはlex）であることを示す意味で、loisをすべて『法律』と訳し、……droit（あるいはラテン語のius）は原則として『法』と」訳す〔凡例：上・xif.=10f.頁〕。これを形式的に言えば、「droit対lois」は「集合名詞vs個別名詞」という分節であるということに尽きる〔loiの複数形はあっても、その対概念のレベルでのdroitに複数形はありえない〕。

これを実質的に見れば、「国制の法〔droit politique〕」とは「治める者が治められる者に対してもつ関係」における法律の、また、「公民（の）法〔droit civil〕」とは「全公民〔tout les citoyens〕が相互の間でもつ関係」における法律の集合名詞である〔1-3：上・15=47頁；10-8：上・196=272頁〕。集合の要素を指すのが「国制の法律〔lois politiques〕vs公民の法律〔lois civiles〕」である〔1-1：上・12=43頁；1-3：上・16=48頁〕。この引用に登場する「治める者〔gouvernement〕vs治められる者〔gouvernés〕」という対概念は、さきに留保した「第1の座標系」のY軸の呼称でもある〔 $\Rightarrow$ I の2〕。そこで二つの疑問が浮上する。第1に、上記のヴァージョン展開の②「état politique対état civil」は、「第1の座標系」のY軸「治者側〔politique〕vs被治者側〔civil〕」の設定とどのような関係にあるのか。第2に、なぜ、「politique対civil」という対概念について、état $\Rightarrow$ droit $\Rightarrow$ loisという被修飾語の入れ替えによる「第2の座標系」の設

17 もっとも、「自然状態」からではなく「統治」から出発するM〔26-15：下・63=105頁〕にとって、起点の①は“gouvernement”を指す〔 $\Rightarrow$ I の5。参照：木庭 顕「市民社会の基層と社会学」法社会学85号（2019年）10頁以下〕。

18 宮澤訳・根岸訳・井上訳は、③と④を区別することなく、「政法vs市民法」とする。

定が可能になるのか。

5)「1-3 : 上・15f.=47 f.頁」での引証によれば、イタリアの啓蒙思想の先駆けで人文主義者のグラヴィーナ〔Gian Vincenzo Gravina : 1664-1718〕は、“état”を“état politique〔国家状態ないし政治状態〕”と“état civil〔公民状態ないし市民状態〕”に分節したとされる。この記述について注目すべきは、テキストの流れである。Mは、「社会は統治〔gouvernement〕なしには存続しえないであろう」としたうえで、「国家状態」について、「一般的な力〔la force générale〕は一人の手中におかれることも、あるいは数人の手中におかれることも可能である」と続けて、治者〔=力の結合〕という視点を提出する。また、「公民状態」に言及する直前の文章で、「人民の性向によりよく適合している統治」と述べて、被治者〔=意志の結合〕という視点につなぐ。そして、統治と治者・被治者〔舞台と役者〕が揃ったところで、「法律は、一般的には、……」と繋いで「国制の法律および公民の法律」という統治手段たる「法律」〔プロット〕を持ち出す。「結合〔réunion〕」という表現は、分節の岐点となる治者側や被治者側を集合名詞として括るためではなかろうか。他方、わが国で初めて本格的にGravinaに光を当てた木庭論文は、次のように述べる〔／は改行〕¹⁹。

「そもそも、自然状態克服の社会契約に『実力』と『意思』の二つの要素があるという議論は極めて標準的なものであり、MontesquieuがあえてGravinaを持ち出すこと自体或る意味で奇妙である。／しかしそれだ

19 木庭 顕「G. V. Gravinaのための小さな覚書」国家111巻7・8号（1998年）731-763頁（731頁以下）；前注17・木庭・10頁以下。Mの草稿やPufendorf〔1632-94〕についての貴重な検討によって木庭論文を誘発したのが、川出良枝「貴族の徳、商業の精神 モンテスキューと専制批判の系譜」（東京大学出版会・1996年）297頁以下である。同書を含む書評として、森村敏己「モンテスキュー研究」、日本18世紀学会年報12号（1997年）84-87頁〔参照：同・歴史学研究700号（1997年8月号）48-50頁〕；安武真隆「モンテスキューと近代」、政治思想史学会会報第4号（1997年）12-17頁〔参照：同・思想884号（1998年2月号）156-159頁〕がある。

けに、MontesquieuがGravinaから何を受け取ったかという問題は、やはり依然予断を許さないものであるように思われる。Montesquieuのテキストの表面において事態が鮮明でないということは、却ってそこに何かがあるということを強く推測させる。余りに舌足らずで謎めいたこの引用の不首尾は、却って背後に、個々のテキスト断簡には収まり切れない深部でのインスピレーションを隠しているのではないかと疑わせる。いづれにせよ、問題の結着はGravinaが何を与えたかということの正確な認識抜きにはありえない。勿論、この点、Montesquieu研究の側に多くを望むことはできない。」〔731頁以下。下線と傍点は引用者〕。

M研究の門外漢ながら、その謎解きを試みるとすれば、「Gravinaからのインスピレーション」は、テキストの上記の流れではなかろうか。《Mの閃きは、Gravinaから着想を得て「力〔forces〕の結合としての治者という集合体vs意志の結合としての被治者という集合体」を統治の分節軸とする》というものである。これが私の「第一の推測」である²⁰。

20 前注7・Riedel／リーデル・S. 746f./48頁以下は、後述のMによるGravinaの引証箇所を二重の社会契約（結合の契約と服従の契約）の提示と解して、そこに「市民社会と国家との分化」の端緒を見る。他方、この箇所に「統治者vs被治者」を見る定森 亮「モンテスキュー『法の精神』における「シヴィルcivil」概念の二重性——ハリントン『オシアナ共和国』との対比において——」、経済学史研究49巻1号（2007年）19-36頁は、共和政の伝統の範をJames Harrington〔1611-77. 11-6：上・223f. = 307頁〕に拠ってローマ共和政に求めるPokock〔1943〕の「マキャヴェリアン・モーメント」の枠組み〔⇒分載（1）1216頁以下〕と対比して、Mによるゲルマンとイングランドの重視に注目する。参照：同「モンテスキュー『法の精神』における共和政ローマの崩壊と軍事的政体の出現——国制の変容と利子率の歴史の関係——」、三田学会雑誌110巻3号（2017年）313-341頁（314頁）〔書評として法制史研究68巻（2018年版。2019年）357-361頁（笹倉秀夫）〕。

ほかに、Eluggero Pii, *La Rome antique chez Montesquieu*, Revue Montesquieu, No 1, 1997, p.25-38 (p. 32ff.) は、Gravinaと並べて、ジェノヴァ生れでナポリの哲学者Paolo Mattia Doria〔1667-1746〕の《別々の実在を反映する治者と被治者という二つの部分が共同体を構成する》との見解に注目する。また、Paul-Ludwig Weinacht, *L'État politique et l'État civil. Le rôle de Gianvincenzo*

6) 木庭論文による鮮やかな再構成は、Gravinaの構想を、「政治社会とは別の独自の自足的構成物たる市民社会を基礎付けること」〔743頁〕、そして、「一旦出来上がった政治体制を立法によって保持していく」こと〔744頁〕とする。この点に着目しての「第二の推測」は、『Mは、droitやloisを「politique対civil」によって分節することで、実質的にはGravinaの構想を展開した』というものである²¹。たとえば、法律には「国制の法律のように政体を形成するもの」と「公民の法律のようにそれを維持するもの」と

Gravina, in: Louis Desgraves (dir.), *Actes du colloque international tenu a Bordeaux, du 3 au 6 décembre, 1998, pour commémorer le 250 anniversaire de la parution de "L'Esprit des lois"*, Bordeaux 1999, p. 193-200は、Mを社会契約説に繋がずに、『「politique対civil」は統治の二つの局面を指すのであって、「野蛮vs文明化、君公の気紛れvs法律、恐れvs徳、戦争vs平和」といった当時の二項対立用語を反映する多義的な用語である』とする。

なお、Mの『ローマ人盛衰原因論』(1734年。田中治男＝栗田伸子訳・岩波文庫・1989年)での用例との比較は本稿の課題ではないが、そこでは「政治的社会的結合〔les liaisons politiques et civiles〕」(74頁)が対概念として一箇所登場する。285頁の訳注から察するに、マケドニアの四つの地区相互における治者と被治者それぞれのレベルでの連携や交流〔les liaisons〕を切断したという趣旨であろうか。

- 21 「実質的には」と言うのは、『Mが「政治システムが形成し直されたときに、『市民状態』が実現する」というGravinaの構想〔木庭・742頁〕をも受容したのか』についての判断を留保するからである。ともあれ、政治体制を立法によって支えたと構想する点で、GravinaとMは人文主義法学を継承する。つまり、「(法を持たずデモクラシーだけで対処する)ギリシャ」はモデルたりえない〔参照：木庭 顕『ローマ法案内 現代の法律家のために』(羽鳥書店・2010年) 227頁〕。『精神』の主張の一つは、『立法というアリーナでの治者側と被治者側との、制度及び精神の両面でのせめぎ合いと均衡』という新たなモデルの提示ではなかろうか〔⇒Ⅲの5；後注40〕。

ちなみに、Mのデビュー作『ペルシア人の手紙』〔初版・1721年。田口卓臣訳(講談社学術文庫・2020年)〕の解説571頁は、「後年のモンテスキューが、どのように社会的諸関係の不協和を和らげるか、そしてその不協和から生じうる破局をどのように回避するか、という実践的な目標に取り組んだ」として、それとの関係でデビュー作『ペルシア人の手紙』を位置づける。参照：中江桂子『不協和音の宇宙へ——モンテスキューの社会学——』(新曜社・2017年)。

があり²²、それらは「政体の本性〔＝制度面〕と原理〔＝精神面〕とに関係しなければならない」〔1-3：上・16＝48頁〕。「法律というものは立法者による特殊かつ明確な制度であり、習俗や生活様式は国民一般による制度である……。習俗や生活様式を変えようとするときには、法律によってはならない」〔19-14：中・112＝166頁。⇒Ⅱの2〕。また、「必要から出たのではないあらゆる刑罰は暴政的である。法律は純然たる権力行為〔un pur acte puissance〕ではない」〔19-14：中・113＝168頁〕。さらに、「公共が個人の資産を必要とするときに、決して国制の法律の厳格さによって行動してはならない」として「収用の補償」を根拠づける〔26-15：下・64＝106頁〕など。

《被治者側には治者側が制定する法律の質を評価する資格がある》という構図に通底するのは、「国民の精神が政治の諸原則」〔principes de gouvernement＝◎〕に反していないとき、それに従うべきなのは立法者の方である」という、「精神」によって「制度」をコントロールする思想であろう〔19-5：中・106＝159頁。なお、「精神」と「制度」の関係につきⅡの4の㊸を参照〕。

22 「法律は単にそれぞれの◎の本性を助長するだけではなく、この本性そのものから生ずるかも知れない過誤を矯正することもしなければならない」〔5-10：上・82＝130f. 頁〕。Mにおいて、「維持する〔maintenir〕」、「助長する〔favoriser〕」、「矯正する〔remédier〕」は、法律などが統治の主体たる◎に介入する場合の用語である。これに対して、「矯正する」対象が統治の客体たる◎の場合は“se corriger”を用いる〔11-13：上・232＝318頁。⇒Ⅱの3の㊸〕。

また、財産評価を投票システムとリンクさせる◎では、土地の分配は統治の制度設計に関わるという意味で「国制の法律」である。土地を平等に分配しても、それを維持するためには相続や遺言など様々な「公民の法律」による規制が必要である〔5-5：上・66＝110頁；5-7：上・72＝117頁；7-2：上・136＝200頁；27-全1章：下・75＝121頁〕。なお、「公民の法律」には、生命に関わるものと財産や身分に関わるものがある。そこには、①後注29にいう「私的な犯罪」の構成要件を定める法律、②所有権法〔26-15：下・64＝105頁〕、③婚姻と嫁資の規定や相続法ほか〔第26編、第27編など〕、④原状回復や損害賠償ほかに関する法律〔第26編第15章、第16章〕が位置づけられる。

7) 「politique対civil」に関するMの記述の延長上で注目すべきは、Mによる“politique”概念の二元化である。Mは、一方ではGravinaと同様に、“civil”の対概念としての“politique①”を挙げながら、その変化形とでも言うべき“politique②”を案出する。①と②の違いは、前6世紀末ローマの「共和革命」による王政から共和政への移行とそれに続く前5世紀半ばの十二表法の制定という経過の評価に関わる。Mによる引証を棚上げして木庭論文に拠れば、Gravina本人は、革命前の王政〔état politique・政治状態〕と革命後の共和政〔état civil・市民状態〕とを対比し、その移行の決定的瞬間を十二表法の制定に見る〔前注19・木庭・739-742頁〕。これに対して私見によればMは、共和革命に関する箇所では、革命の前後を通じて変わらない分節軸として「治者側の状態ないし事柄〔état politique〕vs被治者側の状態ないし事柄〔état civil〕」を析出する。他方、革命の前と後における権力のあり方を「法律」と関係づける。印象的な文章は、革命によって追放されるタルクイヌス〔・スペルプス〕王に関する件である〔11-12：上・229f.=315頁〕。

「〔かつて〕人民は役人を選挙し、新しい法律に同意する権利をもち、また、王が許す場合は、宣戦および講和の権利をもっていた。……〔ところが〕彼は人民の権力〔pouvoir〕を篡奪した。彼は人民ぬきで法律を定め、人民の意思に反してさえ法律を定めた。彼は一身に三権力を結合したかもしれない。だが、人民はたちまち自分たちが立法者であることを思い出し、〔彼は〕もはや立法者でなくなった」〔下線は引用者〕。

「三権力を結合した〔aurait réuni les trois pouvoirs〕」は、「個々の力すべての結合〔la réunion de toutes les forces particulières〕」たる“état politique”〔1-3：上・15=47頁〕を想起させるかもしれない。しかし、「三権力」の下線部の原語“pouvoirs”は、“état civil”の対概念たる“état politique”にいう“forces”とは異なる²³。「三権力」とは、権力分立の文脈での

23 ここでの“forces”は群雄割拠の状態を指す。“pouvoir”や“puissance”は“forces”

用語である。そこでの“pouvoir”と“puissance”との関係について言えば、統合された“forces”による働きかけの対象を集合的に指す単語が“pouvoir”であり、対象の具体的な内容を指す単語が“puissance”である。したがって“puissance”には、“legislative”、“de juger”、“exécutrice”という対象の属性を示す修飾語を付す〔11-6：211=291頁。前述4にいう分節手法③の応用〕。ともあれ、Mは、いわゆる共和革命を立法権力の、人民による奪還と解する。そして別の箇所、以上の文脈に言及することなく、「立法権力ないし法律にもとづく自由」として、“la liberté politique〔政治的自由〕”を提示する〔⇒Ⅲの1、3〕。この自由を位置づけるのが、“la puissance législative”が制定する法律を「治者側と被治者側の関係を規律する法律〔lois politiques〕」と「被治者相互を規律する法律〔lois civiles〕」に分節するX軸と、それらの法律が保障する自由を治者側と被治者側に分節するY軸からなる「第2の座標系」である〔⇒Ⅲの7の㊟〕。“politique”概念を二元化して「治者側による立法」という、二つの座標系の結節点を盛り込むことで、前述4でいう「合わせ技」によるétat⇒droit⇒loisという被修飾語の入れ替えが合理化される²⁴。以上の拙論

の統一を含意する「統治」の成立後の用語である。本稿では立ち入る余裕がないが、force〔力〕→pouvoir〔権力〕→puissance〔権力？、権限？〕という分節もまた、Mにおける基本語彙のひとつである。

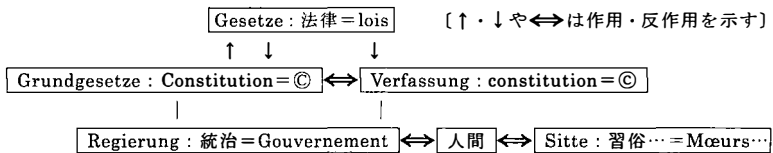
“contre lui”の“lui”は“le pouvoir du peuple”或いは“peuple”を指すと解されるが、それを「人民の意思に反して」と訳すことは、“état civil”〔1-3：上・16=48頁〕を想起させる。その嚆矢は「その意志に反して」という宮澤訳・上・246頁とも推測される〔根岸訳・164頁は「人民の意に反して」、井上訳では抄訳の対象外〕。つまり、「三権力の結合」を“état politique”に比定するように思われる。しかし、“forces”の統合へと向かうベクトルと統合後の“pouvoirs”の分配へと向かうベクトルは、区別する必要があるだろう。

- 24 この入れ替えにつき、後注40を参照。前注19・川出・298頁は、「état politique対état civil」を「社会契約説的な議論」と解した上で、それが「『法』の精神」において、以後まったくといってよいほど登場しなくなる」として、「politique対civil」が「『政治的（＝国制に関わる）』関係と『市民的』関係との二重性」となって「議論の全体」を規定する、という。もっとも、「politique対civil」が

を裏づけるための若干の用例のうち、Ⅱでは㊦=制度面と㊧=精神面との分節に関わる用例を紹介し、Ⅲでは「政治的自由」を治者側と被治者側に分節する用語を整理する。

Ⅱ. 「国制」の分節について

1) 前述したことと重複する部分もあるが、立論の流れを確認しておこう。出発点は、Mに傾倒するニーブーアの『ローマ史』におけるGrundgesetze・Verfassung・Sitteという用語である。それらは、『精神』初版（1748年）の標題“*De L'ESPRIT DES LOIX, OU DU RAPPORT QUE LES LOIX doivent avoir avec la Constitution de chaque Gouvernement, les Mœurs, le Climat, la Religion, le Commerce, &c.……*”を意識させる。両者を検討して得た構図は次のようになる〔ドイツ語表記はニーブーアの用語である〕。拙論は、この構図の成り立ちを『精神』にそくして解釈するものである。



「統治」の担い手たる人間は、法律や習俗その他によって支配されてい

登場する「関係」は、droitやloiの分節軸としてである。ともあれ、登場しない理由は“politique”概念をめぐる論理展開に起因する〔⇒Ⅲの6〕。なお、15-18：中・42=78頁にいう「*国制上の地位* vs *公民としての地位*」という訳語は、「état politique対état civil」についての本稿の理解に近い〔⇒Ⅰの7〕。また、宗教のように法律以外の規定要因が問題となる場合には、この対概念を離れて、世俗をも含意させた「état civil〔公民状態〕⇒下・341=465頁前注11」が登場する。さらに、“Etat politique”につき、Ⅱの4の㊨・㊩を参照。

る〔19-4：中・105=158頁〕。標題は、“Gouvernement”をアリストテレスのポリテイア概念に倣って“Constitution”に分節する〔⇒前注14〕。それは、最高権力の所在〔＝統治の本性〕によって共和政・君主政・専制政へと再分節される〔⇒前注14〕。こうして得られた3つの「第1の座標系」の各X軸は、統治の制度〔＝客体〕に関わる◎と統治の精神〔＝主体〕に関わる◎とに分節される。これに、「治者側vs被治者側」という主体に着目するY軸を交叉させる。「統治」の具体的な相は、「◎vs◎」というX軸と「治者側vs被治者側」というY軸からなる座標系に位置づけられる。X軸の制度面〔＝◎〕は、「統治の本性」が要請する法律＝「基本的（な）法律〔les lois fondamentales〕」によって組織され〔2-1：上・18=51頁；12-1：上・251=342頁〕、「権力の分配」によってさらに細分される〔第11編〕²⁵。◎に位置する治者側と被治者側〔Ⅰ象限とⅣ象限〕は、法律にもとづく自由＝「政治的自由」の保障として「第2の座標系」によって再分節される〔12-1：上・252=343頁。⇒Ⅲの3〕。「ある国家の◎の全体にわたって天才的に洞察しうるほど幸運に生れついた人たちだけが、その改革を提案する資格がある」〔序文：上・6=35頁。岩波版では「構造」〕。

2)「第1の座標系」のX軸の精神面〔＝◎〕は、治者側・被治者側を問わず、◎の担い手の情念〔＝統治の原理〕によって規定される〔2-1：上・18=50頁；3-1：上・33=70頁；4-1：上・47=87頁〕。しかし、◎は「統治の原理」によって完結するものではない。これに、第19編「国民の一般

25 前注3・Tillet／ティエ＝p. 386/103頁は、諸権力の分配という観点の導入による「コンスティテュション」概念の変容を指摘し、「constitutionは、それ以降、三権の分配のあらかじめ決定された判断基準による変化の対象となる」と言う。つまり、Mが「権力の分配」を経由している政体か否かで◎を再分節したことの確認にすぎず、◎の析出には到らない。また、前注3・Beaud／ボー＝p. 429 et sq./173頁では「国家の権力組織・配置〔un régime politique〕」と対比して、「グローバルに挾持された国制の政治・社会的ありかた〔un régime politico-social〕」が、あたかも◎を指すかのように登場する。しかし、◎と◎の関係が明らかではない〔⇒後注28〕。

精神、習俗および生活様式を形成する諸原理との関係における法律について」が付け加わる²⁶。ある論者は、「モンテスキューをはじめとする一八世紀の比較社会論においては、人間やその社会に影響を及ぼす原因を二種類、すなわち、自然的原因と精神的原因とに分けて考えるのがふつうであった」と述べる²⁷。第19編第4章の冒頭によれば、「数多くの事柄が人間を

26 ここで言う「諸原理」とは、「政治的自由」概念によって領導された「統治の原理」ではなく、「原理一般」つまり「情念」を指す〔⇒Ⅰの4にいう分節手法⑦〕。Mは、“*les Mœurs, le Climat, la Religion, le Commerce, &c……*”を、後注38にいう「プロットの複線化」によって「統治」ないし「法」と関連づける点で、実例を闇雲に蒐集する一部の古事考証家〔antiquarian〕を超える。この意味でMは、分載（1）で略述した「古事考証家を踏まえた歴史家」の先駆けである。問題は、蒐集されたデータの利用方法である〔参照：前注17・木庭・11頁にいう「飛躍」〕。これが、Mを「時代の天才」と呼び「再三熟読」したGibbon〔1737-94：中野好之訳『ギボン自伝』（筑摩書房・1994年）133、85頁＝（ちくま学芸文庫・1999年）194、124頁〕と、Mに傾倒してGibbonの跡を追うニブーアの課題となる〔⇒分載（2）の注67〕。ニブーアがMとともに尊重するEdmund Burke〔1729-97〕もまた、「この時代を啓蒙した最も偉大な天才」としてMに言及する（佐藤 空「歴史叙述」＝中澤信彦・桑島秀樹編『パーク読本〈保守主義の父〉再考のために』（昭和堂・2017年）142-165頁（152頁））。

ちなみに、標題に登場する名詞はMのいう「一般精神」に繋がるのだが、Montaigne〔1533-92〕の『エッセー』第2巻第12章「レーモン・スポンの弁護」〔宮下志朗訳『エッセー 4』（白水社・2010年）217頁；原 二郎訳（ワイド版岩波文庫（三）・1991年）218頁〕は、「精神に手綱をつけて、抑えて……〔精神を〕空っぽの胴体……」にする要因として列挙する。

27 富永茂樹「風土、習俗、一般精神——モンテスキューと比較社会論の展開」＝樋口謹一編『モンテスキュー研究』（岩波書店・1984年）87-118頁（99頁）。なお、二つの原因につき、坂本達哉『ヒュームの文明社会』（創文社・1995年）160頁以下も参照。

しかし人文主義法学の泰斗Guillaume Budé〔1468-1540〕と親交のあったRabelais〔1483-1553〕は、すでに『パンタグリユエル』第10章〔1542年・決定版。宮下志朗訳（ちくま文庫・2006年）145頁〕で「法律というものは、人間精神や自然に関する哲学的思考の内部から引き出されるものであります」と記す。同書を法律ないし人文主義法学という切り口から読む試みとして、スクリーチ〔Michael A. Screech：1926-2018〕著・平野隆文〔1961-2015〕訳『ラブレレー』（原著・1979年。白水社・2009年）173-194頁；宮下志朗『ラブレレー周遊記』（東京大学出版会・1997年）50-68頁を参照。ちなみに、Rabelaisの記念碑的訳業を遺

支配している。風土、宗教、法律、統治の格律 [les maximes du gouvernement]、過去の事物の例 [les exemples]、習俗、生活様式 [les manières]。こうしたものから、その結果である一般精神 [un esprit général] が形成されるのである」[19-4：中・105=158頁]。敷衍すれば、「法律と習俗との間には、法律がよりいっそう公民の行動を規制するのに対し、習俗はよりいっそう人間の行動を規制するという区別がある。習俗と生活様式の間には、前者がいっそう内面的な振舞にかかわり、後者が外面的な振舞に関わるという区別がある」[19-16：中・114=169頁。19-12：中・111=165頁；19-14：中・112=166頁も参照]。

等しく精神面に関わる「一般精神」と「統治の原理」との関係について言えば、両者は相補関係にある。「一般精神」について、前掲の論者は次のように述べる [114頁]。すなわち、「モンテスキューは、習俗や法という社会的規範をも超越した、社会全体のいわば頂点ないし核にもっとも近い部分として一般精神を理解する。あるいは、社会構造にはそうした部分が存在することを示すために、一般精神の概念を創出する」。つまり、一般精神はその包括性のゆえに、「統治」との直接性を指示しない。したがってMにとって、「一般精神」の内部で「統治」に直接に関係する領域を指示する必要があり、それが◎を形成する「統治の原理」である〔⇒Ⅱの4の用例〕²⁸。なお、前述のように、「国民の精神がprincipes du gouver-

したユマニスト渡辺一夫[1901-75]の「モンテスキューの嘆息(ためいき)」[1970年]＝同『寛容について』(筑摩叢書・1972年) 167-187頁＝『渡辺一夫著作集 6』(筑摩書房・1971年)は、『精神』を「文学書」としても受けとめて、前掲箇所を引いて締め括る。

28 逆に言えば、Mはここで、「法律をツールとする世界」と「法律に依存しない世界」との分節を仄めかす〔⇒後注38。Savignyの法源論?〕。前注25のBeaudのいう「国制の政治・社会的ありかた [un régime politico-social]」という用語のみを借りて整理すれば、「政治的」とは◎を指し、「社会的」とは◎に対応し、◎は「一般精神」へと連なる。とは言え、M研究で多用される「社会的」や「社会構造」などの用語は、管見のかぎり『精神』に登場しない〔但し、“société”は、

nement〔統治の原理〕に反していないとき、それに従うべきなのは立法者の方である」〔19-5：中・106=159頁〕。また、「法律は、その作られた目的たる人民に固有のものであるべきで、一国民の法律が他国民にも適合しうるといようなことは全くの偶然である」〔1-3：上・16=48頁。⇒Ⅱの4の㊸〕。

3) ㊸と㊸の用例を紹介するのに先だって、Goldschmidt版に拠って、本稿で取り上げるレベルとは異なる用例を、網羅的ではないが除いておく。第1に、すべての単語を大文字で表記する各編の標題に含まれる㊸を除くのは当然である〔なお、Pléiade版は編と章をすべて大文字とする〕。第2に、「〔lois de la natureと〕呼ばれるのは、それらがわれわれという存在の㊸だけに由来するからである」〔1-2：上・12=44頁〕という用例。この㊸は、社会の確立前の人間〔=主体〕のあり方を指す。これに対して、「統治」は社会の確立後のあり方の起点である。岩波版での「構造」という訳語はこの差異を示唆するためであろうか〔もっとも、岩波版がこの訳語を選択する文脈は区々である⇒初版の標題：上・2=30頁；序文：上・6=35頁；3-4：上・37=75頁など〕。第3に、「モスクワの諸㊸によれば、皇帝はその家族内からでも家族外からでも自分の望む者を相続人として選ぶことができる」〔5-14：上・89=140頁〕という用例。この㊸は、「統治」に関わるが「統治」の手段を指すにすぎず、統治全般のあり方を分節するものではない〔なお、Pléiade版のp. 296は㊸、p. 457 note eは㊸〕。それは、邦訳の原注（6）から判るように「成文憲法典」を指す。勅法や王法と訳されている㊸や㊸も実質的には同類である〔12-08：上・261=355頁；30-22：下・252=349頁など〕。なお、この用例について、岩波文庫版では訳

1-1：上・12=43頁；10-3：上・190=265頁；*Défense de l'Esprit des lois*, 1750, II, *Idée générale*=Pléiade版1137頁などに登場する。『弁護』につき、下・369=504頁を参照。にも拘わらずそれらを用いる以上、㊸⇔㊸⇔「一般精神」というMの基本語彙の相互連関〔=二つの世界の構想〕に即した説明が求められるのではあるまいか。

語が訂正されている箇所がある〔31-12：下・298（勅法）=410（王法）頁など〕。

4）以上をふまえて、拙論の裏付けとなる用例から若干を掲出する。

第1に、「統治の制度=◎」に関わる用例。㊦Mは、プラトン『国家』424C「国家社会の最も重要な習わしや法にまで影響を与えることなしには、音楽・文芸の諸様式を変え動かすことはできない」〔『精神』訳注：上・311=418頁〕を引いて、「プラトンも、音楽に変更を加えれば、必ず◎にも変更が及ぶと断言してはばからない」と述べる〔4-8：上・58=101頁〕。音楽は、統治の担い手の精神〔=◎〕を介して、制度に影響を及ぼす〔⇒後注40〕。

㊦ローマでは、法律の裁可権を有するのは人民だけであり、元老院決議の法律としての有効性は1年間に限られていた。この点で、「ローマの◎……は非常に賢明であった」〔2-2：上・23=58頁〕。このルールは、権力の配分という制度設計に関わるものである。

㊦「国家は二つの仕方に変化しうる。◎が矯正されるか、◎が腐敗するかによってである。国家がその諸原理を保持していて、しかもその◎が変わるとすれば、それは◎が矯正される〔se corrige⇒前注22〕……。◎が変わるようなことがあるとき、国家がその諸原理を失ってしまうならば、それは◎が腐敗している……」〔11-13：上・232=318頁〕。統治の諸原理〔=◎〕が保持されておれば、◎を建て直すことで◎が変わる。諸原理が失われてしまうと、◎は修復不能なかたちで変わっており腐敗している。

㊦「万人が平等である民主政、また、法律が万人を政体の性質の許容しうるかぎり平等にするように努力しなければならない貴族政においては、奴隷なるものは◎の精神に反する」〔15-1：中・21=53頁〕。民主政や貴族政は◎の種類であり、平等を重んじることがその精神であり、奴隷制はこの◎の精神に反する。

第2に「統治の精神=◎」に関する用例。㊦「公民の法律」は「常にあ

る社会のために作られているがゆえに『国制の法律』に依拠しているのであるから、……窃盗に関する法律がクレタ人からスパルタ人に移ったときには、それは、gouvernement、さらには◎とともに移った」〔29-13：下・193=272頁〕。窃盗のような公民相互間での犯罪に関する規定は「公民の法律」であり〔⇒Ⅲの3にいうⅢ象限〕²⁹、それを制定する権限は、統治の制度設計に関わる「国制の法律」に由来する。それらの制度設計は、基礎にある社会の主体＝◎の精神的裏付けをともなっていなければならない。Mは、この連関を丁寧に辿る。

㊲「共和国においては私的な犯罪はより公的である。すなわち、個人よりも◎により多くの衝撃を与える」〔3-5：上・38=77頁〕。たとえば、個人の財産の窃盗は、「公民相互間により多くかわるもの」であり「私的な犯罪」である〔⇒前注29〕。しかし、これが横行すれば、統治の精神的側面たる人心は恐怖にさらされる。「◎により多くの衝撃を与える」。

㊳「専制国家においては、君公はみずから裁判をすることができる。君主政の国々においてはそれはできない。〔そのようなことをすれば〕、◎は破壊され、依存的中間権力は絶滅されるであろう」〔6-5：上・110=167頁〕。「依存的中間権力」とは、端的には貴族の権力を指す〔2-14：上・28=64頁〕。「◎の破壊」とは、「恐怖がすべての人々の心をとらえ、すべての人々の顔が蒼白になる」ことを指す〔傍点は引用者〕。

第3に、統治の「制度面＝◎」と「精神面＝◎」との対比に関わる用例。

㊴連合共和国〔la république fédérative〕は、制度として見れば、「共和政体のもつすべての内部的諸利点と、君主政のもつ対外的な力を兼ね備えるような一種の◎」〔9-1：上・179=251頁〕である。この◎に精神

29 「すべての犯罪は公的なものであるが、公民相互間により多くかわるものと、国家と一公民との関係により多くかわるものとを区別すべきである。前者は私的な犯罪〔les crimes privés〕と呼ばれ、後者は公的な犯罪〔les crimes publics〕と呼ばれる」〔11-18：上・242=331頁〕。

面の㊦が照応する〔9-2の標題“la constitution fédérative”〕。「君主政の精神は戦争と強大化であり、共和政の精神は平和と節度である」〔9-2：上・181=254頁〕。

㊦国家の目的は多様であるが、「政治的自由を㊦の直接目的とする国民もある〔11-2：上・210=290頁〕。そこで形成された制度設計が「権力の分配」であり、イギリス人の㊦はその㊦を「極度の政治的自由」の享受主体のそれにまで高めた〔11-6：上・221=303頁；11-6：上・223=307頁〕。しかし、他の国家における〔対象未決の〕“les trois pouvoirs”〔⇒前注23の本文とそれに続く文章〕は、「すでに述べた〔イギリス人の〕㊦を手本として配分かつ融合されているわけではない」〔11-7：上・224=308頁〕。その理由をMに問えば、「㊦が異なるからである」と応じるであろう。

㊦アリストテレスを含めて古代人は、統治者の人数による政体概念をもっていたが〔⇒前注14〕、「一人統治における三つの権力の配分を知らなかったので、君主政について正しい観念をもつことができなかった」〔11-9：上・226=310頁〕。つまり、「権力の配分」を経由した制度としての「㊦の形態」を知らないで、君主政を区別する際に「㊦の形態によらないで、君公の美德や悪徳のような偶然的な事柄によるか、あるいは、僭主政の篡奪や僭主政の継承のような異常な事柄によっている」〔同〕³⁰。他方、「征服する共和国が〔被征服地に〕自己のgouvernementを伝え、……自己の㊦の形態によって支配することはほとんどできない」〔11-19：上・248=339頁〕。gouvernementの移出は、その精神面の受容をとまなう必要がある〔⇒前掲㊦〕。ここでの「㊦の形態」は、この精神面を指す。

第4に、㊦に他の修飾語を付加する用例。㊦第24編第16章の標題「宗教の法律はconstitution politiqueの不都合をいかに矯正するか」。「矯正する」の原語は“corrigent”である。つまり矯正対象は、“constitution politique

30 前注21・田口訳『手紙』・解説565頁は、Mにとって「『専制』とは君主の人格に左右されることのない一つの体系を持った暴力装置なのである」とする。

〔治者側の精神状態〕”という統治の主体そのものではなく、その精神の産物たる「不都合」という客体である〔⇒前注22〕。治者側の怠慢によって「法律が無力の状態にあるときに」〔24-16：上・14=44頁。⇒Ⅲの5〕、この空白を埋めるべく“les lois de la religion”という客体を介入させることがある。これに対して、㊟「彼ら〔ローマ人〕の国制が商業に対立していたとするなら」にいう「国制」〔21-14：中・194=272頁〕の方は、岩波版は「コンステイテュション」とルビを振るが、その底本のPléiade版でも Goldschmidt版でも“constitution politique”である。Mは、商業〔実質的には、貿易。20-13：中・149=213頁〕を統治の主体〔politique〕の精神面〔constitution〕と関連づける〔⇒後注38〕。たとえば、外国への恐怖による鎖国。

番外的に“politique”続きで、“Etat politique”という用例〔⇒Ⅰの4の㊟〕。㊟「法律が無力状態にあるときに」、「宗教が国家〔Etat politique〕を支える」〔24-16：下・14=44頁〕。同様に、㊟「プロテスタント教が確立された国々でも、革命はEtat politique〔国制〕の基本構想に基づいておこなわれた」〔24-5：下・6=33頁〕。これらの“Etat”は、“état politique”での「治者側の状態ないし事柄」という集合体への視線を、大文字の“Etat”によって、「治者側と被治者側を包摂する統治そのもの〔=国家〕」へと向けるのか。そうであれば、“Etat”あるいは“gouvernement”の一語〔24-5の第一段落〕でもよからう。しかしMは、“Etat politique”とする。後続の文章から察するに、“Etat politique”は「地位」ないし「治者側のトップ=為政者」、つまり「有力な君公たち」と神政政治の当路者「カルヴァン」を指す。ルターは為政者ではない。

Ⅲ. 自由の分節について

1) 「政治的自由〔la liberté politique〕」とは、自由全般から、「治者側の立法権力が制定する法律にもとづく」という意味で分節された「自由」で

ある。Mは、この合成語の各単語を分節する。前述の分節手法で例解しよう〔⇒Ⅰの4〕。第1に、“politique”概念については、手法⑥と⑦を用いる。一方で、“état〔状態〕”という属性を示す単語に付加して“état politique〔治者側の状態〕”概念を案出することで、「治者側の」という意味での“politique①”概念を設定する。他方で、“état”を消去して、「法律にもとづく」という意味での“politique②”概念を案出する〔⇒Ⅰの7〕。第2に、“liberté”概念については、まず手法⑥を用いる。「望むことを行う」という単語“la liberté”〔参照：11-3：上・209=288頁〕に、「法律にもとづく」という属性を示す“politique②”を付加することで、“la liberté〔単なる自由〕”を“la liberté politique〔政治的自由〕”に転換する。

ところで、“liberté”概念については別に二通りの分節があるので、先取り的にここで触れておく。“la liberté politique”を“la liberté”一語に置き換えるのは、省略語法であり、分節とは関係しない。この意味での“la liberté”に、一方で手法④により、対概念としての修飾語を付加して、たとえば、“la liberté de droit〔法上の自由〕”と“la liberté de fait〔事実上の自由〕①”を案出する。他方で手法⑦によって、“la liberté politique”から付加語“politique”を消去する。しかし、前述の“la liberté〔単なる自由〕”に戻るのではなく、「法律にもとづかない」が「単なる自由」でもない「事実上の自由〔la liberté de fait〕②」とでも称すべき概念を案出する。このため、“la liberté politique”について、“la liberté”一語に置き換えたいという④による場合〔①〕と、“politique”を消去する⑦による場合〔②〕とで、“de fait”の用法が矛盾するのではないか、が問題となる。ともあれ、第11編から始まる「自由」概念の分節は三つあり、第12編第1章まで読まないで完結しない。以下で「政治的自由」の再分節を検討する際に、分節の完結性に配慮して「事実上の自由」に言及はするが、それには立ち入らない。〔⇒詳しくはⅢの5〕

2) 本稿冒頭で挙げた第2の疑問、つまり「政治的自由〔la liberté poli-

tique)」と「公民的自由ないし市民的自由 [la liberté civile]」との関係という問題もまた、対概念としての修飾語を用いる手法④による“la liberté”の分節に関わる。前述のように「politique対civil」という対概念による“état”から“lois”に至る再分節に問題はない。しかし、“la liberté”の再分節では、「politique対civil」を対概念として用いることはできない³¹。なぜなら、対概念の一方である形容詞politique〔以下、 α は、“politique=法律にもとづく”を指す〕は、「政治的自由」を析出するためにすでに使ったからである〔以下、 A は“la liberté”を指す〕。つまり、① $A \Rightarrow$ ②〔 $A +$ 非 α 〕vs 〔 $A + \alpha$ 〕を前提にして³²、「政治的自由 ($A + \alpha$)」を再分節する際に“ $\alpha =$ politique”を用いると論理的に、③〔 $(A + \alpha) + \alpha$ 〕vs 〔 $(A + \alpha) + \beta$ 〕とならざるを得ない。前項の α は「法律にもとづく」という意味であり、後項の α は「法律にもとづく自由についての α 」という意味である。したがって、一律に α を用いて「法律にもとづく自由についての β 」を意味する〔civil〕と対比するのは、矛盾律と抵触する。

Mは、第11編「国制 [=C] との関係において政治的自由を形成する法律について」と第12編「公民 [=citoyen] との関係において政治的自由を形成する法律について」のように、「統治」の客体の文脈では、「政治的自由 ($A + \alpha$)」を、 $\alpha =$ politiqueを含まない「 γ 対 δ 」で再分節する。あるいは、「統治」の主体の文脈では、「政治的自由」を“la liberté”一語に

31 Mが「politique対civil」を対概念として二項に分節する名詞は、loi [1-1 : 上・12=43頁；1-3 : 上・16=48頁]、droit [1-3 : 上・15=47頁]、état [1-3 : 上・15=47頁；同 : 上・16=48頁；15-18 : 中・42=78頁]のほか、pouvoir [2-4 : 上・28=64頁]、人民の分裂を招く「国制的あるいは公民的利益 [intérêts politique ou civils. 9-8 : 上・186=260頁]」、協議離婚の効用についてのutilité [16-15 : 中・59=100頁]、子による父の相続に関する「国制の秩序または公民の秩序 [l'ordre politique ou civil. 26-6 : 下・50=88頁]」などである。対概念を離れて“politique”あるいは“civil”を用いる例については前注24を参照。

32 〔 $A +$ 非 α 〕は「法律にもとづかない自由」を指すが、Mではそれが、「単なる自由」と前述の「事実上の自由②」に再分節される〔 $\Rightarrow$ Ⅲの5〕。

置き換えて、politiqueを含まない対概念で再分節する〔⇒Ⅰの3。後述4の分節図〕³³。

3) 分節後の一語の政治的「自由 (la liberté)」について言えば〔12-1 : 上・251=342頁〕、治者側のそれは、「三つの権力の一定の配分によって形成される」。この配分を指定するのは、「諸法律の規定、さらには基本的法律の規定だけである」³⁴。被治者側のそれは、「各人が自己の安全についてもつ確信から生ずる精神の静穏にある」〔11-6 : 上・211=291頁；12-2 : 上・252=343頁。「別の観念」につき、前注34〕。「安全」の対象に、生命・身体のほか財産も含まれる〔12-4 : 上・256=348頁〕。各享受主体における「政治的自由」は新たに、X軸「国制の法律vs公民の法律」とY軸「国制の自由vs公民の自由」という「第2の座標系」によって再分節され、「第1の座標系」での治者側と被治者側の「統治の制度面」〔Ⅰ象限とⅣ象限〕を具体化する。これに対して、法律のもとにないために「第2の座標系」では居場所のない「事実上の自由②」〔12-1 : 上・251=342頁〕は、「第1の座標系」の「統治の精神面=◎」に位置づけられる〔⇒後注38〕。

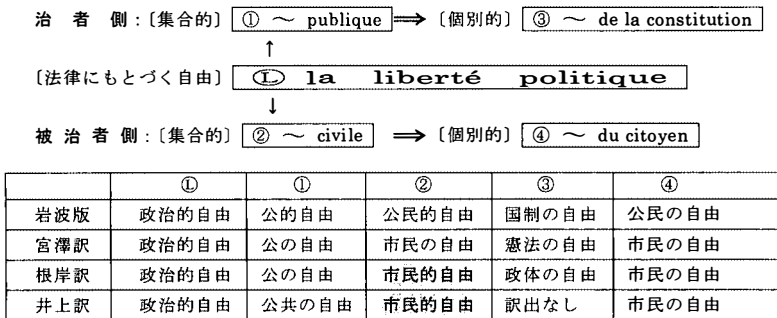
「第2の座標系」の各象限の法律について言えば、Ⅰ象限「国制の法律&国制の自由」に位置するのは、選挙システムや三権分立などに関する基本的法律である〔12-1 : 上・251=342頁〕。Ⅱ象限「公民の法律&国制の自由」は、定義からして空白である〔公民相互の関係を規律する法律は治者側の権限の根拠になりえない〕。Ⅲ象限「公民の法律&公民の自由」には、債務者の身体の保護に関する法律など「公民に関する若干の法律」〔12-21 :

33 “la liberté politique”を再分節したレベルで修飾語なしに訳語として「政治的自由」を持ち出すことは、論理的に疑問があり、また、混線を招きかねない〔⇒Ⅲの6〕。再分節後の「政治的自由」を指すには、“politique”を用いずに「治者側の」や「被治者側の」を含意する修飾語が必要である。

34 「だけ」とは、被治者側では、「別の観念」〔12-1 : 上・251=342頁〕によって「法律に依存しない自由=事実上の自由②」〔⇒後注38〕をも構想するからである。「基本的法律 [lois fondamentales]」とは、各政体の本性から直接帰結する法律を指す〔2-1 : 上・18=51頁〕。

上・275=373頁〕や民事法規〔⇒前注22〕などが含まれる。Ⅳ象限「国制の法律&公民の自由」を形成する刑事法については、時代は前後するもののヴェッカリーア〔Cesare Beccaria : 1738-94〕の『犯罪と刑罰〕〔原著・1764年。小谷眞男訳・東京大学出版会・2011年〕の標題にいう分節に拠るに如くはない。実体刑法の構成要件に相当する「犯罪の定め」のうち、被治者相互間のものは、「私的な犯罪であり〔⇒前注29〕、「公民の法律」に属する〔26-1 : 下・44=81頁; 26-24 : 下・73=117頁。Ⅲ象限。⇒Ⅱの4の㊦〕。これに対して、「公的な犯罪」や「刑罰」や手続を定める規定は、治者側と被治者側の間のルールであるから「国制の法律」に属する〔12-1 : 上・252=343頁。Ⅳ象限〕。それは、「国制の法律」なのに「国制の自由」に関与らないという意味で「特殊な法律」である³⁵。

4) 以上の分節を図示して訳語を整理すれば、以下のようである〔――は la libertéを指す〕。なお、邦語文献の多くは、「㊦ la liberté civile」を「市民的自由」と訳す。



従来の立論をこの分節図で測定してみよう。

㊦ 『政治的自由』という概念は、実は二つのカテゴリーに分けられて

35 犯罪における公・私の区別、並びに、犯罪と刑罰の区別が、Mにおける刑事法の複雑性の一斑ではあるまいか。DM : Philippe Audegean, *Beccaria, Cesare*; Jean Bart, *Droit pénal, Lois criminelles*を参照。

おり、これまで『自由な国家』の問題として論じられてきたものはすべて、そのうちの一つ、すなわち、『国制 [= ㉔] との関係における政治的自由』であった。もう一つの政治的自由とは『市民との関係における政治的自由』、ないしは、端的に『市民的自由』 (*liberté civile*) と命名された……」〔前注19・川出・273頁〕。

『自由な国家』における「政治的自由」は、享受主体に着目する分節図で言えば、『国制 [= ㉔] との関係における政治的自由」 = 「①」と、『市民との関係における政治的自由」 = 「②」の双方を含む。それを①のみに対応させる立論の誤りを指摘する点で、Aは正鵠を得ている。なお、Mは、③と④のバランスが崩れている場合を、後述の「12-1：上・251=342頁」において複雑な分節手順を使って位置づける。

㉔ 「モンテスキューにおける自由概念の二元性を考えるとき、その内容以前にきわめて興味深い問題は、両者を分節するための指標、すなわち、『政治的』 (*politique*) と『市民的』 (*civil/civilis*) という二つの形容詞である。ポリティークとシヴィルという二つの概念が、このように対比的に使用されるということ自体に、モンテスキューの政治理論の大きな特徴があると考えることすら可能である」〔前注19・川出・296頁〕。

「politique対civil」という対概念をモンテスキューの特徴とする指摘は正当である〔⇒前注24〕。ところが分節図に照応するAでの指摘にもかかわらず、㉔からは、「politiqueとcivil」が対概念として「自由」概念の二元性、つまりその分節に関係するかのようなニュアンスが窺われる〔①vs②〕。しかし二つの形容詞は分節のレベルを異にする。politiqueは自由全般からの①の析出に、civilは①を一語で表記した「la liberté」から②への分節に関わるのであって、両者が対概念となって同一の対象を分節するのではない〔⇒前述2〕。「①vs②」は、「publique対civil」であって「politique対civil」ではない。にもかかわらず、それを「politique対civil」と解する

場合、「①のpublique」と「②のcivil」が共に「①のpolitique」によって媒介されている点の見落としに繋がる可能性がある³⁶。つまり、論者のいう「政治的自由」が①なのか②なのかが判然としなくなる。なお、川出のいう「自由概念の二元性〔政治的自由vs市民的自由〕」は、本稿でいう二元性とは異なる〔⇒前述1、後注38〕。

5) 見落としの可能性は、拙論による分節図とは相容れない方向での解釈として現実化する。解釈の対象は、前注19・川出・273頁が「この二つの自由に対してモンテスキューは謎めいた一節を残している」とするテキスト〔12-1：上・251=342頁〕である〔傍点は引用者〕。

「〔④〕国制〔la constitution〕は自由であるが、公民〔citoyen〕は少しも自由でないということが起るかもしれない。〔⑤〕公民は自由であるが、国制はそうでないこともある。これらの場合において、〔⑥〕国制は法の上で自由でありながら事実上は自由でなく、〔⑦〕公民は事実上は自由でありながら法の上では自由でないであろう」〔〔 〕と下線は引用者。以下では岩波版の訳語をそのまま採用する〕。

起点となる「国制vs公民」は、主体としての「治者側vs被治者側」として提示済みである〔⇒「第2の座標系」のY軸〕。それに関係づけられる客体たる「自由」は、「①政治的自由」の再分節に関わる〔⇒「第2の座標系」のX軸〕。第1に、〔④〕について言えば、「政治的自由」を指すこの「自由」は、法律の存在を前提とするという意味で「法上の（de droit）もの」であるから、ここでの「自由vs不自由」は、「法律の存在⇒法上の自由」vs「法律の不存在⇒法上の不自由」となる。第2に、〔⑥〕にいう「事実上〔de fait〕の自由」は、「存在する自由」つまり「法上の自由」の機能〔=実際の働き〕の問題に位置づけられて、「機能なし⇒事

36 安藤隆穂『フランス自由主義の成立 公共圏の思想史』（名古屋大学出版会・2007年）28頁以下も同様の可能性を孕む。

実上は不自由」vs「機能あり⇒事実上も自由」となる³⁷。つまり「法上vs事実上」は、表裏一体の対概念ではなく、前者は存在に関わり、後者は機能に関わる。存在する法律が機能している場合の自由は、いわば「事実上の自由〔=実際にも自由。la liberté de fait〕①」である。以上を整理し直すと、〔①〕では、「国制=自由」であるから、「国制の法律」が存在する〔「第2の座標系」のⅠ象限〕。しかし、「公民=不自由」であるから、公民に自由を保障する「国制の法律」や「公民の法律」が存在しない〔同じくⅢ・Ⅳ象限〕。つまり、治者側の怠慢であり、治者側に自由を付与した起点となる法律が現実には機能していない。〔②〕にいうように、「国制：〔存在レベルで〕法上は自由、〔機能レベルで〕事実上は不自由」となる〔参照：Ⅱの4の㊦〕

37 やや複雑なこの分節手法は、「ある属性を付加する操作によって同一の単語を別の属性に転換する」という意味で、手法⑥である〔⇒Ⅰの4〕。ここでの付加の仕方は、スコラ学で言えば、接頭辞を使って単語の否定形を作る思考に関わるであろう〔参照：今道友信〔1922-2012〕『中世の哲学』（岩波書店・2010年）295頁以下〕。私見によれば、“in-iustus”のように接頭辞“in”を用いる手法は、単語本体の属性〔ここでは、法律の存在〕を維持したうえで、その働きを否定する属性を有するinを付加する。Descartes〔1596-1650〕『方法序説』第1部の第1段落〔1637年。谷川多佳子訳（岩波文庫・1997年）8頁；山田弘明訳（ちくま学芸文庫・2010年）18頁以下〕にいう“Car ce n'est pas assez d'avoir l'esprit bon, mais le principal est de l'appliquer bien.”は、この手法を逆手にとったエレガントな思考かも知れない。

これに対して“non-iustus”のように接頭辞“non”を用いる手法は、単語本体の属性の存在を否定する属性を有するnonを付加することで、その単語以外の可能性に道を開く〔⇒後注38〕。キリスト教をめぐる漢字熟語でイメージすれば、被修飾語を入れ替える手法による「異端〔=派〕」をin型に、「異教」をnon型に擬えることができよう。もちろん、単語本体がそもそも、Mのいう「法律の存在」という属性を含まない場合は、偶有性の有無という意味での「法上vs事実上」という表裏一体の対概念による分節となる〔5-14：上・90=141頁〕。

ちなみに、君主制の機能不全に直面して、名譽革命はDescartes流のin型で対処し、ピューリタン革命やフランス革命はnon型で対抗したといえよう。前者を支持する点で、M→Burke→Niebuhrという系譜を辿る必要がある〔⇒前注26〕。

これに対して〔㊸〕の「公民=自由、国制=不自由」では、「国制=不自由」であるから、「国制の法律」が存在しない。このため、公民の自由に関わる「公民の法律」も制定されえない。機能を問題とする余地はなく、「公民の、事実上の自由①」は否定され、「公民=不自由」となるように思われる。しかしMは、「上・251=342頁」の第2段落で、「自由」は公民との関係では「別の観念のもとに考察しなければならない」として、法律の存在を前提にしないという意味での「事実上の自由〔la liberté de fait〕②」を追加する〔前注37にいう“non”を用いる手法〕。この「公民の自由」は、「習俗、生活態度、一般に認められた実例など」に由来する〔12-1：上・251=342頁。1-3：上・16=49頁にいう「㊸が容認しうる自由」という表現に続く例示は、『精神』の標題、並びに、「事実上の自由②」が「法律」に先行することを示唆する〕。〔㊹〕にいう「公民：法上は不自由、事実上は自由」とは、「法律の存在を前提とする自由概念からすれば不自由」、「法律の存在を前提としない自由概念からすれば自由」となる³⁸。

38 〔㊹〕にいう「法上vs事実上」は、被修飾語たる自由概念が異なるので、表裏一体の対概念ではない。なお、定義からして「事実上の自由②」は、「法律の存在」を前提とする「政治的自由」を原点とする「第2の座標系」に依存しない。Mは、「法律」というプロットを「政治的自由〔その延長としての、事実上の自由①〕vs〔法律に依存しない〕事実上の自由②」へと分節して、法律を媒介項としない世界たる第三部以下への導入とする〔プロットの複線化〕。この点に敏感な定森 亮「『法の精神』における商業社会と自由——「独立性」の概念を中心に——」経済学史研究47巻1号（2005年）18-34頁（22頁）は、「事実上の自由②」を「独立〔l'indépendance〕」〔11-3：上・209=289頁〕と関連づけて、それをイングランド人の「自由の精神」の基礎に据えて〔参照：Ⅱの4の㊸〕、第四部「商業」を位置づける〔⇒Ⅱの5の㊸〕。参照：木庭 顕『誰のために法は生れた』（朝日出版社・2018年）297頁以下にいう、「第二次的政治システムvsアプリアの個人の自由」。

前注8・藤田の第二版・18頁＝著作集版・28頁は、「もし支配が機械的制度に専ら依拠するものとなるときは、必然にそうした制度外の非機械的有機的生活領域とりわけ人間の内面生活は支配すべからざるものとして国家から解放されねばならないのである」という。

もっとも、「事実上の自由②」は、法律の存在に依存しないというにすぎない。「ただ一人が、法律も規則もなく、万事を彼の意思と気紛れとによって引きずって行く」専制政は〔2-1：上・18=51頁〕、「国制の法律」延いては「公民の法律」の不存在として位置づけられる。そこでの「事実上の自由②」は、暴君に蹂躪されるであろう。

6) 要するに件の一節は、その位置としては先走りのだが、Mが基本語彙の定義と今後の記述の展開〔第三部への移行の布石〕を確認させるために挿入したものと解されよう。これに対して前注19・川出・273頁は、前述Aでの指摘を踏まえる前置きを付して、この箇所の既存の邦訳を次のように訳し直す〔下線と傍点は引用者〕。

『〔国制との関係における政治的自由〕と『市民との関係における政治的自由(=市民的自由)』という二つのカテゴリーがあり、後者が『精神』の第6編と第12編において) 刑法の改革の問題として議論されている……。この二つの自由に対してモンテスキューは謎めいた一節を残している。

国制は自由であるが、市民はまったく自由でないということがありうるであろう。また、市民は自由であるが、国制は自由でないということもありうる。こういった場合、〔前者においては〕国制の自由は法律上のもので事実上のものでないであろう。〔後者においては〕市民的自由は、事実上のもので法律上のものではないであろう。……」

まず、前掲の岩波版を別の角度から整理しておこう。Mは、____部分〔以下、前段〕では“A et ne A point”と“A et ne A pas”、また、____部分〔以下、後段〕では“A et non A”を用いて対比を示す。すべての“et”を岩波版は一貫して、「AであるがAでない」又は「AでありながらAでなく」と読む〔→前注5。宮澤・上・266頁；根岸訳176頁も同様〕。この表現が矛盾律との抵触を形式的に免れるのは、前段では主語が「国制」と「公民」という二つだからである。この二元化によって実質的にも抵触を免れているのか。

後段ではまず、主語を「国制」または「公民」に一元化することで《矛盾律に抵触するのでは?》という疑念を誘発する。次にそれを、「法上vs事実上」という修飾語によって述語を二元化することで打ち消す。その趣旨を問われてもMは、背後にある論理展開、つまり、「法律の存在と機能」〔→前注5〕を説明することなく《すでに述べたように、定義からして》と応じるであろう〔これに対して、いわゆる「ご飯論法」は、述語の二元化を正当化する論理を提示しない〕。他方Mは、前述のように、《各段の後半つまり「公民ないし市民」についての「法上vs事実上」に関しては、説明不足であった》として「事実上の自由②」を導入したうえで、話題を「公民の政治的自由」に戻して「公民に関する若干の法律〔公民の法律〕」と「特殊な法律〔国制の法律〕」へと繋ぐ。

これに対して川出訳は、前段と後段に共通する主語つまり「*国制*」と「*市民*」を、後段に限って「*国制の自由*」と「*市民的自由*」に訳し替える。背景には、《Mは前段で、国制や市民と自由との関係が相対的なものであることを述べる。後段では、その理由を二つのカテゴリーや「法律上vs事実上」という副詞を使って解説してみせた》という理解があるのかも知れない。ともあれ、自由概念を先取りした主語にすると、「国制」や「市民」を「自由の存否」へと媒介する論理も、被修飾語たる自由概念の二元性〔→前注38〕も捨象される。論点は、《すでに存在する「*国制の自由*」や「*市民的自由*」は法律上のものか、事実上のものか》という二者択一となる。つまり、「法律上のもので〔あるから〕事実上のものでない」〔又はその逆〕という意識になる。これは、「法上vs事実上」を表裏一体の対概念とする理解であり、前述の捨象の帰結であり、Mによる分節についての私見とは相容れない。

他方で川出訳は、〔 〕を付して前段と後段の照応を明示する。しかし、後段の主語を意識して二つのカテゴリーから出発したために、この照応についての私見というMの論理展開は視野から消えて、別の論理が必要にな

る。その案出作業が同書の第四章であり、その結論によれば、「政治的自由の理念は市民的自由の観点がさしはさまれることで相対化され、また逆に市民的自由は政治的自由によって相対化される」〔300頁〕。つまり、前段を相対化の両極端〔ゼロvs100%〕の例示と解する。この解釈によって前段と後段の平仄が合うのかは措く。川出訳は、言うところの「政治的自由〔＝①・③〕」と「市民的自由〔＝②・④〕」との二項関係を指摘する限りでは正当である。しかし両者の関係は、単純な相対化ではなく、両者を媒介する「法律の存在と機能」の根源にある「①政治的自由」を軸とする三項関係である。『精神』の真骨頂の一つ〔第一部と第二部の、政体論と権力分立論〕は、『法律の存在と機能』という治者側と被治者側との回路を設定することで両者の均衡を目指す統治』という構想を提示した点にあるのではなかろうか〔⇒前注21；後注40；第三部から第五部につき前注38〕。

7)「政治的自由」の分節の理解に資すると思われる用例をいくつか紹介しよう〔略号は、前掲の分節図のそれを指す〕。

㉔ ①と②について。「セクストゥスの犯罪はローマに①を与え、パピリウスの犯罪はローマに②を与えた」〔12-21：上・275＝373頁〕。セクストゥス王はその犯罪によって追放されローマの王政は終焉し、「統治のために法律を制定すること」をも含意する自由〔＝①〕をローマが取得した〔⇒Ⅰの7〕。また、パピリウスの犯罪を契機として債務者の身体的安全〔＝自由〕を確保する法律が制定され、公民は④の前提となる包括的な自由〔＝②、個別の自由の享受主体たる地位〕を確保した〔⇒Ⅲの3にいうⅢ象限〕。

㉕「制限政体の国家〔Etat modéré〕においては、……②を剥奪された者は①をも剥奪されることになる」〔15-13：中・34＝68頁〕。「制限政体〔un gouvernement modéré〕』とは、専制政体と対比した場合の共和政体と君主政体を指す〔8-8：上・163＝233頁〕。制限政体においては、「法律にもとづく政治的自由」を起点にして人民の社会的地位が決まる。奴隷身分

に落とされると、自由人という意味での「②」を剥奪される。自由人でなくなった以上、享受対象たる「①」をも失う。前者の剥奪は後者の剥奪をも意味する。

㊤ ①vs④について。公民が具体的に享受する「政治的自由」〔=④〕は、法律の産物である。この法律は、主体の政治的地位たる「①」に由来する。この意味で、「④は①の一部分である」。「身を売ること」は、自由人たる地位を喪失して「④」を失うだけでなく、「①」を失う。政治共同体としての祖国を蔑ろにする点で許されない〔15-2：中・22=54頁〕。

㊤ 従来は治者側に認められていた自由〔=③〕が被治者側の自由〔=④〕に移された場合、そのことで、保持すべきでない権限を被治者側が取得し、保持すべき権限を治者側が失うと、「公民の自由は㊤の自由とともに減びた」〔11-18：上・243=332頁〕。「自由の担い手」の精神のバランスが崩れる。

「統治」を演劇に擬えることにこだわれば³⁹、『精神』とは、《Mが「統治」

39 『ペルシア人の手紙』は、対照的な二人の人物（ユスベク、リカ）を設定しさらに第三の人物（レディ）を配することで「議論をますます深化させ発展させている」〔西島幸右『文明批評家モンテスキュー——『ペルシア人の手紙』を読む——』（九州大学出版会・1996年）120頁〕。ある事象を三項関係から捉える三角測量法につき、「二つの参照点から他の一点を測る方が、他の一つを相対化、対象化しやすい」との指摘〔川田順造『文化の三角測量 川田順造講演集』（人文書院・2008年）18頁〕を参照。二項への分節は、結節点を含む三項関係となる。

『手紙』第11便〔前注21・60頁以下〕の「トログロディットという小国民」における疫病流行の話は、1530年にモンペリエで医学を修めたRabelais『第四の書』の献辞にいう「医学の実践とは、まさしく合戦〔combat〕に、そしてまた、患者、医師、病気という三人の登場人物が演じる笑劇〔farce〕に喩えられているのでございます」を想起させる〔1552年・改訂版。ラブレール著・宮下志朗訳（ちくま文庫・2009年）17頁〕。Mの蔵書目録を点検する余裕はないが〔参照：L. Desgraves et C. Volpilhac-Auger, *Catalogue de la bibliothèque de Montesquieu à La Brède*……, 1998〕、ボルドーで法律学を修めたMが「医学」を「統治」に読み替えたとしたら？

を、「法律の有無」をプロットにした「政治的自由」と「事実上の自由②」を主題とする治者側と被治者側による演劇に見立てて、「法の精神」として描いた作品である》といえようか⁴⁰。

〔本稿は2020年5月に提出されながら、コロナ禍にともなう諸般の事情により掲載が先送りとなっていたものである。9月14日〕

40 「制度と精神」について3点を補足する。第1に、注8で引用した藤田省三は、遠山茂樹〔1914-2011〕の『明治維新』（岩波全書・1951年＝改版・1972年＝岩波文庫・2018年）を評して、「〔彼は〕モンテスキューを読んでいる」と語る〔「対談 戦後精神史序説 第2回……」、世界（1998年2月号）257-266頁（259頁）〕。遠山における「Mの影」につき、同書での「意識」の用例を参照。

第2に、Ⅱの4の用例⑦を踏まえてスミス『国富論』第5編第1章第3節第2項は、ギリシア人の道徳に対する音楽教育の効果を疑問視する〔水田 洋監訳・杉山忠平訳（四）（岩波文庫・2001年）39頁〕。Mは「48：上・60＝103頁」で影響関係を弁じるが、スミスによる評価の背後には、ギリシアにおける「精神と制度の媒介項」たる立法の欠如があるのかも知れない〔⇒注21〕。

第3に、注19の木庭論文に先行する、同「政治的・法的観念体系成立の諸前提」、『岩波講座 社会科学の方法 第Ⅵ巻 社会変動のなかの法』（1993年）229-260頁（253頁注15）は、「〔Mは〕“*les lois politique*（前者の原理）”も“*la lois civiles*”（後者の原理）も“*la lois raison humaine*”（原理＝人間理性）の一特殊形態に過ぎないと言ひ、しかも両者は共通の“*l'esprit des lois*”を持つと言う……。こうした論理構成は両者とその他の三者が持つ複雑な関係を解明するのに必ずしも有効でないであろう」とする〔なお、*loix*は*lois*の別表記〕。前者とは、Gravinaのいう「個別集団の直接結合」たる「政治システム」を、また同様に、後者とは「意思を介しての結合」たる「政治——法システム」を、そして、「両者」とはこの二つのシステムを指す。これに対して、「始原への遡行」を自制するMにあっては〔⇒注11〕、「両者」はすでに「法システム」であり、“*loix*”が共通の基盤となる。「制度」としての“*loix*”の制定は、“*principe de chaque gouvernement*”という「精神＝原理」に媒介され、後続の“*loix*”の制定をこの「精神」と共に媒介する。この「精神」の外に、この媒介に作用して“*loix*”の内実を左右する諸要因がある。それらを、Mは三つに分ける。そして、諸要因と法律との関係を「法律の精神」と呼ぶ〔1-3：上・16f.＝49頁〕。「複雑な関係」とは、以上の媒介過程の総体を指すことになろう。もっとも、Mによる「媒介のさせ方」が「飛躍」を含むことは否めないし〔⇒注26〕、“*loix*”に収斂する「論理構成」の有効性を検討する必要はあろう。